

新型コロナウイルスに対する石巻市議会の対応について

宮城県内において、新型コロナウイルス感染症の患者が、現在、数多く確認され、今後、感染拡大防止に向け、極めて重要な局面を迎えているところである。

こうした状況の中、政府は改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を4月7日に発令し、4月16日には全都道府県を対象区域としたことから、本市議会では、新型コロナウイルスへの対策として、議長、副議長、会派代表者をもって構成する「石巻市議会災害対策会議」を設置し、市における新型コロナウイルスへの対応と足並みを揃えながら、議会における対応を以下のとおりとする。

1 議会としての危機管理について

- (1) 平成25年10月に策定した「石巻市議会災害対策会議設置要綱」に則り、石巻市議会災害対策会議（以下「市議会災害対策会議」という。）を4月22日に設置する。
- (2) 議員においては、本会議及び委員会出席の際、事前に必ず検温を行い、下記に該当する場合には、議会事務局に申し出るものとし、会議を欠席する。

記

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある。
 - ② 倦怠感や呼吸困難がある。
 - ③ 感染拡大している地域への訪問歴が14日以内にある。
- (3) 議員においては、感染拡大地域だけでなく県内においても不要不急の行政視察及び政務活動等については、原則、延期又は中止とすることとし、必要に応じて市議会災害対策会議において実施の適否について検討判断を行う。
 - (4) 緊急事態宣言の重要性に鑑み、私生活においても不要不急の外出を控えるなど、感染リスクの軽減を最大限に図り、適切な行動を心掛けるようにする。
 - (5) 議員及び当局（特別職及び部長級の職員）において、新型コロナウイルスの患者が発生した場合は、市議会対策会議において、議会日程変更も含めた対応について検討する。

万が一議員本人又はその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに市議会事務局を通じ議長に報告を行い、医療機関等の指示に従って行動することとし、2週間の自宅待機とする。

- (6) 本会議は公開で開催するが、一般傍聴者に対しては、インターネット中継等の活用を依頼し、傍聴を遠慮いただくなど自粛を要請するとともに、マス

コミ他傍聴者については、体調等についての申告を求め、体調不良の場合には、傍聴の自粛を要請する。

なお、アルコール消毒液の積極的な使用及びマスクの着用を義務付ける。

2 本会議・委員会等の運営について

(1) 手洗い・咳エチケットの徹底

議員においては、議会棟内に設置しているアルコール消毒液を積極的に使用するなど、手洗い・咳エチケットを徹底する。

(2) マスクの着用

現状の新型コロナウイルスの感染経路は飛沫感染、接触感染と考えられていることから、本会議及び委員会等の出席者については、マスクの着用を義務付ける。

(3) 「クラスター発生の3条件」の回避及び議場・委員会室等の換気

「クラスター発生の3条件」である密閉、密集、密接が同時に重なることを回避し、本会議や委員会では、約1時間に1回以上の休憩を設け、議場や委員会室の窓や扉を開けて、5分以上の換気を行う。

(4) 委員会における出席説明員は、報告等案件ごとに入れ替え制とし、極力最小限にとどめる。

なお、案件等報告のため、控室での待機により密集することのないよう周知徹底する。

(5) 委員会運営に当たっては、委員長の判断により短時間で終了できるよう効率的な運営に努めることとする。

また、本会議の運営や議会の議事・議決機関としての機能の発揮に直接の影響を及ぼさない不要不急の委員会等についても委員長の判断により開催を延期または中止するよう努める。

3 市対策本部への問合せ・情報提供について

(1) 議員からの市対策本部への問合せ

議員からの市対策本部への新型コロナウイルスに関する意見・要望、問合せについては、緊急の場合を除いて、市議会対策会議で集約し、市対策本部へ伝達する。

(2) 市対策本部から議員への情報提供

市対策本部から議員への情報提供は、市議会対策会議において統一的に行うものとする。